

改正案の5本柱		現行生活保護法	改正要綱案(改訂版)
1 権利性の 明確化	法律の名称、用語	生活保護法 被保護者 要保護者 保護 扶助	生活保障法 利用者 要保障者 生活保障給付 給付
	2 水際作戦を 不可能にする 制度的保障	①申請権侵害禁止規定 ②申請書の窓口備置き義務 ③広報義務・教示義務 ④捕捉率の調査・向上義務	いずれも明記なし いずれも明記する
3 生活保護基準決定 に対する 民主的コントロール	①基準の決定権限	①厚生労働大臣	①国会
	②専門機関の位置づけ	②明記なし	②審議会の意見を聴く 必要を明記
	③当事者意見の反映	③規定なし	③審議会が利用者の意見を 反映させる措置を講じる
	④基準改定の再検証 可能性	④明記なし	④明記
4 一歩手前の 生活困窮層に対する 積極的支援	一歩手前の生活困窮層	生活保護法上の制度は 一切利用できない (ただし、生業扶助は除く)	教育・住宅・医療・自立支援 (生業)の各給付について は、世帯収入が最低生活費 の1.3倍以下なら利用可能 に(単給化)
5 ケースワーカーの 増員と専門性の確保	①ケースワーカー1人当たり の担当世帯数	①都市部で80世帯、 郡部で65世帯が標準 (目安で拘束力がない)	①都市部で60世帯、 郡部で40世帯と法定 (拘束力がある)
	②ケースワーカーの専門性	②全てのケースワーカー に専門性があるとは言 い難いのが実情	②社会福祉士等の有資格 者を中心とし、社会福祉 に関する高度な専門知識 を求める ケースワーカーに対して、 必要な研修を行い、資格 取得の援助を行う

権利性が明確な 「生活保障法」 の制定を!

日弁連は、生活保護法改正要綱案(改訂版)を作成・公表しています。

日本弁護士連合会(日弁連)は、生存権(憲法25条)保障の観点から生活保護法を抜本的に改正すべきと考え、2008年11月、生活保護法改正要綱案を作成・公表して来ました。

それから10年。生活保護を取り巻くさまざまな情勢の変化をふまえ、2019年2月に作成・公表した「改訂版」の主なポイントは以下のとおりです。



※全文は日弁連のホームページ
(https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2019/190214_2.html)
でご覧いただくことができます。



改正案の5本柱

生活保護を取り巻く情勢の変化をふまえ作成・公表した「改訂版」の主なポイント

- 1 権利性の明確化
- 2 水際作戦を不可能にする制度的保障
- 3 生活保護基準の決定に対する民主的コントロール
- 4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援
- 5 ケースワーカーの増員と専門性の確保

1 権利性の明確化

ポイント!

- 法律の名称、用語の置き換え

現行	改正
生活保護法	生活保障法
被保護者	利用者
要保護者	要保障者
保護	生活保障給付
扶助	給付

「生活保護」という名称や「扶助」といった用語が、恩恵であるといった誤解や、生活保護だけは受けたくないといった偏見を生む原因となっています。法律の名称や用語を置き換えて、「権利」であることをわかりやすくします。

■諸外国の例

国名	公的扶助法の名称
イギリス	所得補助・ユニバーサルクレジット等
ドイツ	社会扶助・求職者基礎保障
フランス	積極的連帯所得
スウェーデン	社会サービス法に基づく経済的援助
韓国	国民基礎生活保障

出典) 山田篤裕等編「最低生活保障と社会扶助基準」明石書店

「生活保護」なんて名前なのは日本くらいなんだね



3 保護基準決定に対する民主的コントロール

ポイント!

- 保護基準の決定権限は厚生労働大臣から国会に
- 専門的知見を尊重するため、審議会の位置づけを明記
- 利用者の意見を反映するための規定を新設
- 基準改定には再検証可能性を求め、透明性を確保

近年、生活保護基準は、利用者の意見を聴くことなく、専門家の意見も軽視して繰り返し引き下げられてきました。基準の決定に民主的コントロールを及ぼすとともに、裁量権の濫用を防ぐための手続を法律に明記します。



生活保護基準は47以上の制度に影響するんだ

ちゃんと決めてもらわないと!

4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援

ポイント!

- 収入が最低生活費の130%未満の場合には、一部の給付を単独で利用可能に
- 対象給付は、教育・住宅・医療・自立支援(生業)の4つ

収入が生活保護基準を超えると一切の給付を利用できない*一方、生活保護利用世帯が免除されている負担があるため、生活保護世帯よりも生活が苦しいという「逆転現象」を解消します。

*ただし、生業扶助は除く

2 水際作戦*を不可能にする制度的保障

*水際作戦とは……窓口に来た人に生活保護申請をさせず追い返すこと

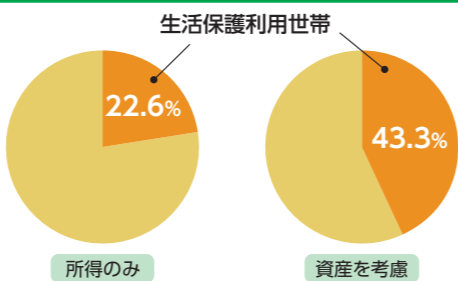
ポイント!

- 実施機関の申請権侵害禁止を明記
- 簡単に書ける申請書の窓口備置きを義務づけ
- 国と実施機関の周知・広報義務、教示・援助義務を明記
- 捕捉率の調査・向上義務を規定

- いまだに解消していない「水際作戦」を根絶するためのしくみを明記します。
- 先進諸国に比べて非常に低いと言われている生活保護の「捕捉率」*を向上させ、生活保護基準以下で生活する人を減らします。

*捕捉率とは……生活保護を利用できる人のうち、実際に利用している人の割合

生活保護基準以下の低所得世帯数に対する生活保護利用世帯数の割合



出典) 厚生労働省の国民生活基礎調査に基づく推計(2018年11月公表)

生活保護基準以下で生活している人がいっぱいいるんだね



5 ケースワーカーの増員と専門性の確保

ポイント!

- ケースワーカー1人当たりの担当世帯数の上限(都市部60世帯、郡部40世帯)を法定
- ケースワーカーを福祉専門職として位置づけ
- ケースワーカーに対して、必要な研修を行い、資格取得の援助を行う。

● 現在、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数(都市部80世帯、郡部65世帯)は目安の数字で守られていないところも多く、慢性的な人手不足。ケースワーカーの増員を図るとともに、担当世帯数を減らし、上限を法律で定めます。

● ケースワーク業務には社会福祉に関する高度の専門知識や技術が必要なのに社会福祉士などの有資格者は少数*。専門職採用を進め、窓口での無用なあつれきの解消をめざします。

*資格取得率は、社会福祉士：13.5%、精神保健福祉士：2.4%(2016年)

■諸外国の例

国名	ケースワーカーの資格
ドイツ	主として高等教育機関で福祉系の課程を修めたもの。異動が基本的にないので、専門性もある
フランス	専門学校や大学において3年間の専門資格コースを修了したもの
スウェーデン	大学の社会福祉課程(3年半)の卒業資格を有するもの(社会福祉士)。資格取得率は80%
韓国	専門職(社会福祉職公務員)であり、社会福祉の資格を持っているもの

出典) 生活保護問題対策全国会議編「生活保護法」から「生活保障法」へ(明石書店)



都市部では1人で100世帯以上担当も珍しくないよ

それではケースワークはできないね



韓国・ソウル市の地下鉄広告



基礎生活保障、死角地帯を探します!

ヨーロッパだけでなく韓国も捕捉率アップにとりこんでいるよ



出典) 生活保護問題対策全国会議編「生活保護法」から「生活保障法」へ(明石書店)